

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	再審制度改正をめぐる国会論議 －誤判からの確実な救済の実現に向けて－
著者 / 所属	小山 善士 / 法務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	488 号
刊行日	2026-10-27
頁	33-46
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/20261027.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

再審制度改正をめぐる国会論議

— 誤判からの確実な救済の実現に向けて —

小山 善士

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 経緯等
 - (1) 提出の経緯
 - (2) 国会における審議経過等
3. 法律の概要
4. 主な国会論議
 - (1) 再審請求審における証拠の提出命令等に関する規定の整備
 - (2) 再審開始の決定に対する検察官の不服申立てに関する規定の整備
 - (3) 再審の手続における裁判官の除斥に関する規定の整備
 - (4) 再審請求審における調査手続及び審判手続に関する規定の整備
 - (5) 衆議院修正
 - (6) その他
5. おわりに

1. はじめに

再審とは、確定有罪判決に事実誤認又はその疑いがある場合に、事実認定の不当を是正するとともに、有罪の言渡しを受けた者を救済するための非常救済手続^{1, 2}であり、再審について定める刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第4編を「再審法」と呼称することがある。

再審は、①確定判決がなされた事件について再審を求める再審請求手続と、②再審請求

¹ 河上和雄ほか『大コンメンタール刑事訴訟法（第2版）第10巻』（青林書院、2013年）3頁

に対する再審開始決定後になされる再審そのものの再審公判手続の二段階に分けられる²。②は基本的に通常の公判手続に従って行われる（刑訴法第451条）一方、①は決定手続であり、書面主義が採られ、事実の取調べの要否の判断及び方法の選択は裁判所の合理的な裁量に委ねられるなど、原則として職権主義が妥当している。刑訴法上、再審に関する規定は全19条で構成されており（第435条～第453条）、同法が制定されてからこれまで78年の間、再審に係る規定については改正されたことがない。

我が国で誤判によるえん罪が発生した場合、再審の手続に関する規定が乏しいため、再審請求者等の手続保障が十分ではなかったこと、再審請求を担当する裁判官の積極性の有無に審理の進捗が左右される、いわゆる再審格差が生じていたこと、再審開始の決定に対する検察官の不服申立てが機械的・画一的に繰り返されていたこと等を原因とし、今なお再審請求から再審無罪判決の確定までに非常に長い時間を要することが多く、えん罪被害者の確実かつ迅速な救済の実現が阻害されているのが現状である。

上記の状況を踏まえ、法制審議会「刑事法（再審関係）部会」（以下「部会」という。）の議論を経て、近年における刑事事件の再審の手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続としてより適切に機能するようにするため、再審請求審における証拠の提出命令、再審開始の決定に対する検察官の不服申立て、再審の手続における裁判官の除斥、再審請求審において審理を要するものを選別するための調査手続、審理を要すると判断されたものについての審判手続その他の再審の手続等に関する規定の整備を行うため、令和8年5月15日（第221回国会）に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同年7月17日に成立した。

本稿では、同法案の提出の経緯、概要、主な論点における国会論議を整理紹介する。

2. 経緯等

（1）提出の経緯

平成22年に発生した大阪地方検察庁特捜部の元主任検察官による証拠改ざん等をきっかけに、法務省における法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」を始めとして、法務・検察行政刷新会議や改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会などで再審制度の現状と課題に関する検討が行われ、様々な意見が採り上げられたものの、再審制度の改正には至らなかった。

そのような中、いわゆる袴田事件を始めとした一部の再審無罪事件において、捜査機関が保管する裁判所不提出証拠の開示に多くの時間を要したことに加え、再審開始の決定に対する検察官の不服申立てによって再審手続が長期化し、再審の請求から再審無罪判決の確定までに相当な長期間を要したことから、再審手続に関する規定の不備が指摘され、えん罪被害者をできる限り早期に救済することが必要であるとの気運が高まった。

法務省においては、近時の刑事再審手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続

² 再審とは別の非常救済手続として、重大な法令違反を是正して法令の解釈適用の統一を主たる目的とし、有罪の言渡しを受けた者に対する救済は付随的・反射的效果にとどまる非常上告（刑訴法第5編）がある（三井誠ほか『新基本法コンメンタール刑事訴訟法（第4版）』（日本評論社、2025年）720頁）。

として適切に機能することを確保する観点から、刑事再審手続に関する規律の在り方について法制審議会での調査審議を行うべく、令和7年3月28日の法制審議会において法務大臣から諮問（諮問第129号）³がなされ、この諮問について審議するため設置された部会において検討が開始された。

部会においては、令和7年4月から18回にわたって調査審議が行われた結果、令和8年2月2日、「諮問第129号に対する答申案」が取りまとめられ、法制審議会の総会に報告することが賛成多数で決定された。同月12日の法制審議会の総会では、部会において決定された同答申案に関する審議結果等の報告が行われ、審議・採決の結果、賛成多数で原案どおり採択され、同日、「諮問第129号に対する答申」が法制審議会会長から法務大臣に答申された。

（２）国会における審議経過等

令和8年5月15日（第221回国会）、政府は、法制審議会の答申を踏まえつつ、与党における法案審査の結果を反映した「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（閣法第61号。以下「原案」という。）を衆議院に提出した。同日、野党3党（中道改革連合・無所属、チームみらい及び日本共産党）による議員立法として「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（衆第9号。以下「議員立法」という。）も衆議院に提出された。

衆議院においては、本会議で5月26日に原案及び議員立法について趣旨説明聴取及び質疑が行われ、同日、法務委員会にいずれも付託された後、両案の趣旨説明が聴取された。法務委員会では、翌27日質疑に入り、同月29日及び6月9日の2回にわたって参考人からの意見聴取及び質疑が行われた。同月10日、高市内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、同月12日、自由民主党・無所属の会、日本維新の会及び参政党から修正案（以下「修正案①」という。）が提出され、その趣旨説明を聴取した上で、原案、議員立法及び修正案①について質疑が行われた。質疑終局後、国民民主党・無所属クラブから修正案（以下「修正案②」という。）が提出され、その趣旨説明を聴取した後、両案及び両修正案について、討論及び採決が行われた。議員立法及び修正案②がいずれも否決され、修正案①及び修正部分を除いた原案がいずれも賛成多数で可決されるとともに、7項目の附帯決議が付された。同月16日、本会議において議員立法が否決された上、賛成多数で修正議決（以下「修正原案」という。）され、参議院へ送付された。

参議院においては、本会議で6月19日に趣旨説明聴取及び質疑が行われ、同日、法務委員会に付託された。法務委員会では、同月23日に趣旨説明が聴取され、同日から質疑に入り、同月25日及び7月14日の2回にわたって参考人からの意見聴取及び質疑が行われた。同月16日、高市内閣総理大臣に対する質疑を行った後、立憲民主・無所属及び公明党から修正案（以下「修正案③」という。）が提出され、その趣旨説明を聴取した上で、修正原案

³ 「近時の刑事再審手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続として適切に機能することを確保する観点から、再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧及び謄写に関する規律、再審開始決定に対する不服申立てに関する規律、再審請求審における裁判官の除斥及び忌避に関する規律その他の刑事再審手続に関する規律の在り方について、御意見を賜りたい。」

及び修正案③について質疑が行われた。質疑終局後、修正原案及び修正案③について、討論及び採決が行われ、修正案③が否決され、修正原案が賛成多数で可決されるとともに、9項目の附帯決議が付された。翌17日、本会議において賛成多数で可決され、成立した。

7月24日、「刑事訴訟法の一部を改正する法律」（以下「本法」という。）が公布された⁴。

3. 法律の概要

本法の概要は、以下記載のとおりである。

- (1) 再審開始の決定をした裁判所は、一定の要件の下で、検察官に対し、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠の提出を命じなければならないこととするとともに、再審の請求の手續において謄写された検察官提出証拠の複製等の適正管理及び目的外使用の禁止に関する規定を整備する。
- (2) 再審開始の決定等に対しては、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告等を行うことができることとするとともに、政府は、再審開始の決定等があったときは、遅滞なく、その旨並びに検察官が当該決定等に対する即時抗告等をしたかどうか及び当該即時抗告等をした場合におけるその理由を公表する。
- (3) 再審請求の対象となった原判決に係る被告事件（以下「通常審」という。）についての判決等に関与した裁判官を一定の範囲で再審の請求の手續及び再審公判から除斥するとともに、再審の請求についての決定に関与した裁判官を一定の範囲で再審公判から除斥する。
- (4) 再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならないこととし、当該裁判所は、調査の結果に基づいて、再審の請求を棄却する決定若しくは再審開始の決定又は審判開始の決定をしなければならないこととするとともに、再審請求者等は、審判開始の決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができることとし、審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するには、審理を終結する日を、また、審理を終結したときは、速やかに、再審の請求について決定をする日（以下「決定日」という。）を定めた上、それらの日を再審請求者等に通知しなければならない。
- (5) 再審開始の決定が確定した事件について、無罪の判決が確定したときは、一定の範囲で、その再審の請求に要した費用の補償をする。
- (6) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法については、衆議院における法案審議の過程で、この法律の施行後5年ごとに行われる検討の対象に例示として「再審の請求の手續における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度」を追加するとともに、任意での証拠の提出又は開示に係る運用上の措置の適切な実施の規定を附則に追加する修正

⁴ 令和8年法律第67号

が行われた。

4. 主な国会論議

(1) 再審請求審における証拠の提出命令等に関する規定の整備

ア 再審請求審における証拠の提出命令制度

(ア) 改正の概要

再審請求審での証拠開示に関する明文の規定が存在せず、再審請求者等に請求権がないこと、裁判所や検察官は証拠開示について法的な義務を負わないことを踏まえ、一定の要件の下で、審判開始の決定をした裁判所が、再審請求者若しくは弁護人からの請求又は職権により、検察官に対して再審の請求の理由に関連する証拠の提出を命ずることを新たに定め（新刑訴法第445条の2⁵⁾）、再審請求者等の手続保障をより充実させたものである。要件としては、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、検察官の意見を聴取するとともに、

① 関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度

② 提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度

を考慮の上、相当と認めるときは、裁判所は決定で検察官に対し、証拠の提出を命じなければならないこととした。なお、証拠提出命令の決定については、再審の請求の理由に関連すると認める証拠の範囲が不当に狭くならないように留意しなければならない旨が、本法附則第4条第1項に定められた。

(イ) 国会における主な議論

a 裁判所が発する証拠提出命令に再審請求理由との関連性を要件とした理由

再審請求審において裁判所が発する証拠提出命令について、再審請求理由との関連性を要件とすることで提出される証拠の幅が狭まるおそれに関して複数の質疑があった。

これについて法務省は、通常審において三審制の下で既に審理が行われ、検察官の手持ち証拠について開示が行われており、確定判決で有罪認定の根拠となった証拠についても判示されていることから、犯人ではないのに有罪判決を受けた者であれば確定判決のどこに問題があるのかを把握できるのが通常であること、その上で提出命令の対象となる証拠の特定について、請求に係る証拠を識別できる程度のもので足り、その程度の特定を行うことは容易であること、再審請求者は通常審と異なり、証拠調べ請求の制限等はなく、裁判所に対する提出命令の請求を順次行うことも可能であること、裁判所が再審請求理由について審理、判断する再審請求審の手続構造からすると、再審請求理由との関連性を問わずに証拠提出の可否を判断することは困難であり、安定的な運用も確保できない旨の答弁を行った⁶⁾。

b 再審手続に証拠開示に関する規定を設けなかった理由

⁵⁾ 本稿では、本法による改正後の法律の規定について、「新刑訴法第〇条」と表記する。

⁶⁾ 第221回国会参議院法務委員会会議録第21号7頁（令8.7.16）

本法において、再審請求審について、通常審における証拠開示制度と同様の規定を設けなかった理由について複数の質疑がされた。

これについて法務省は、通常審における証拠開示制度は検察官と被告人、弁護人という訴訟当事者が訴訟追行の主導権を持つ当事者主義の下で、検察官が公訴事実を立証し、これに対して被告人、弁護人が反証するといった対立構造の中で行われる手続であるのに対し、再審請求審は職権主義の下で裁判所が主体的に再審請求理由について審理する手続であることを前提とし、裁判所が審理のために必要と認めた証拠について、検察官に対し、再審請求者側への開示という形ではなく、裁判所への提出を命じるという仕組みとした旨の答弁を行った⁷。

c 裁判所が証拠一覧表の開示の勧告をした場合における検察当局の対応の在り方

裁判所が指定する範囲に属する証拠の一覧表の開示を勧告した場合に、検察官の取るべき対応について複数の質疑があった。

これについて法務省は、現行法下での再審請求審において、裁判所が検察官に対し特定の範囲の証拠の一覧表の提示、提出を勧告する運用の例が見られ、こうした運用は本法律案により証拠の提出命令制度が導入された場合も引き続き可能であり、実際に行われていくと考えられること、検察当局においては改正法の下での運用上、新刑訴法第445条の3第2項の標目の一覧表の提示命令に至らない場合であっても、裁判所から裁判所が指定する範囲に属する手持ち証拠の一覧表を提出するとともに、弁護人にも交付するように求められたようなときには、検察官において事案に応じて裁判所の意向を踏まえ、証拠一覧表の提出、交付に応じることも含め、適切な運用の在り方を検討していくことになる旨の答弁があった⁸。

なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、過去の再審無罪事件において再審請求審で開示された裁判所不提出証拠が重要な役割を果たしたこと及び開示されるまでに長期間を要した事例があったことに鑑み、検察官は公益の代表者であることを深く自覚した上で、裁判所から勧告があった場合は、裁判所の意向を十二分に踏まえ、任意での証拠の提出又は開示を適切に行うことについて附帯決議がそれぞれ付された⁹ところ、参議院法務委員会では上記に加え、事案に応じ、裁判所が勧告した場合に証拠の一覧表の提出・交付に応じることを含め、適切な運用の在り方を検討することとする附帯決議が付された¹⁰。

d 証拠提出命令による証拠の開示範囲

検察官が保管する証拠だけでなく、警察などの捜査機関が保管する証拠について、証拠提出命令による開示対象の範囲に含まれるかについて複数の質疑がされた。

⁷ 第221回国会参議院法務委員会会議録第17号3頁（令8.6.23）

⁸ 第221回国会参議院法務委員会会議録第20号19頁（令8.7.14）

⁹ 衆議院法務委員会における、刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議項目1及び参議院法務委員会における、刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議項目1各参照（以下において、衆議院法務委員会の附帯決議の項目を「衆・附帯項目」と、参議院法務委員会の附帯決議の項目を「参・附帯項目」とそれぞれ表記する。）

¹⁰ 参・附帯項目1参照

これについて法務大臣は、通常審の証拠開示制度の下では、最高裁判例¹¹により検察官が保管する証拠以外の証拠であっても、当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であって、公務員が職務上現に保管し、かつ検察官において入手が容易なものについては開示命令を発し得ると解されているところ、再審請求審の段階においても第一次捜査機関が証拠を保管していることはあり得ることであり、関連性等が認められる場合に、それを裁判所が入手して取り調べるができるようにすることが適当であると考えられることから、上記最高裁判例において示されている証拠は本法案における証拠提出命令の対象になり得る旨の答弁を行った¹²。

なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、再審請求審における証拠提出命令については、通常審の公判前整理手続における証拠開示命令の対象となる証拠は、必ずしも検察官が現に保管している証拠に限らず、当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であって、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含むと解するのが相当であるとした判例を踏まえた運用が行われるよう努めるとともに、これまで司法警察員から検察官に送致されていなかった証拠が再審無罪につながった事件があったことを踏まえ、捜査機関は証拠を適正に保管及び送致することとする附帯決議がそれぞれ付された¹³。

イ 再審の請求の手続において謄写された検察官提出証拠の複製等の適正管理及び目的外使用の禁止

(ア) 改正の概要

再審請求審において審判開始の決定がされた後、検察官から裁判所に提出された証拠を謄写した弁護人に対し、証拠の複製等の保管をみだりに他人に委ねることを禁止する証拠の複製等の適正管理の規定を定めるとともに、再審請求者、弁護人又は弁護人であった者に対し、再審手続やその準備のために使用すること以外の目的で人への交付や提示、電子データの提供をしてはならないとする証拠の複製等の目的外使用の禁止に関する規定を定めたものである(新刑訴法第445条の4及び第445条の5第1項)。再審手続において関係者の名誉やプライバシーを保護する観点から、通常審における目的外使用の禁止規定である刑訴法第281条の3及び第281条の4と同様の趣旨の規定を定めたものである。なお、証拠の目的外使用の禁止に違反した場合、刑訴法第281条の5と同様の罰則規定を設けている(新刑訴法第445条の6)。

(イ) 国会における主な議論

a 再審手続における検察官提出証拠の複製等の目的外使用の禁止

再審手続について、一律に検察官提出証拠の複製等の目的外使用を禁止する規定を設けた理由について複数の質疑があった。

これについて法務副大臣は、刑事手続の過程で収集される証拠は、関係者の名誉、プライバシーに関する情報や捜査上の秘密を含み得るものであり、本来の目的以外に

¹¹ 最決平19.12.25刑集61巻9号895頁参照

¹² 第221回国会参議院法務委員会会議録第19号28頁(令8.7.9)

¹³ 衆・附帯項目2及び参・附帯項目3各参照

使用されると、関係者の名誉、プライバシーの侵害のほか、罪証隠滅や証人威迫、今後の捜査への協力確保の困難化等の様々な弊害が生じること、例えばインターネットで公開される等になると回復困難な場合もあるので、確実な防止を図る観点から、再審請求審においても通常審と同様に証拠の目的外使用を一般的に禁止することとした旨の答弁を行った¹⁴。

ｂ 証拠の複製等の閲覧・謄写を許可する際に裁判所が個別に条件を付す制度の妥当性

証拠の複製等の目的外使用を一律に禁止するのではなく、少年審判での仕組みを参考として裁判所が個別に条件を付すような、より制限的でない制度の妥当性に関する複数の質疑があった。

これについて法務省は、裁判所が弁護人に証拠を謄写ないし閲覧させるに当たって個別に条件を付すなどの制度は、条件が遵守される担保が不十分であり、目的外使用により生じ得る弊害を防止する措置として実効性に欠ける上、提出される全ての証拠について提出に伴い生じ得るあらゆる弊害を確実に防止できるような適切な条件を設定することは現実的に極めて困難であるといった指摘があり、課題が多いと考えられること、個別に閲覧、謄写を認めないとなると、弁護人が持っていない証拠が生じることとなり、弁護人等にとっての手続保障という観点からも問題がある旨の答弁があった¹⁵。

(2) 再審開始の決定に対する検察官の不服申立てに関する規定の整備

ア 改正の概要

本法は、これまでの再審請求審における審理及び再審開始の決定に対する検察官の機械的・画一的な不服申立てによって再審請求手続が長期化し、えん罪被害者の迅速な救済を阻害している現状を踏まえ、再審開始の決定等に対する検察官の不服申立てを原則禁止とし、再審開始の決定等が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、当該決定等に対する不服申立てをすることができること（新刑訴法第450条及び第450条の2第1項）を規定するとともに、検察官による不服申立ての慎重かつ限定的な運用を担保するため、政府に対して、再審開始決定があった場合（最高裁判所がしたものを除く。）に、①その旨、②当該決定に対する検察官による不服申立ての有無及び③不服申立てがされた場合はその理由、を国民に公表することを義務付けることとしている（新刑訴法第450条の2第3項）。

イ 国会における主な議論

(ア) 再審開始の決定等に対する検察官の不服申立てを認める必要性の有無

検察官は、再審公判において主張及び立証が可能であることを前提に、再審開始決定に対する不服申立てを認める必要性の有無について複数の質疑があった。

これについて法務大臣は、裁判は、確定により拘束力が生じ、その内容に不服があっ

¹⁴ 第221回国会参議院法務委員会会議録第17号6頁（令8.6.23）

¹⁵ 第221回国会参議院法務委員会会議録第20号29頁（令8.7.14）

でも争えなくなるからこそ紛争解決機能を有するところ、再審制度は有罪判決確定後の例外的な救済措置であり、誤った再審開始決定であっても一切不服申立てができず、本来やり直すべきでない裁判でも直ちにやり直しとなる制度とすると、確定の意義や裁判の紛争解決機能が損なわれると考えられること、再審開始決定は、三審制の下で確定した有罪判決について裁判をやり直すという重大な効力を持つものであるため、上級審による審査の機会を確保して、裁判所による慎重、適正な判断を制度的に担保する必要があり、それらは再審公判において検察官に有罪を主張、立証する機会があることによって解決される事柄ではないことから、検察官による不服申立てを全面的に禁止することは相当ではなく、原則として禁止するなどの法整備を行うこととした旨の答弁を行った¹⁶。

(イ) 例外的に検察官が不服申立てをすることができる要件である「十分な根拠」の意味

再審開始決定に対して、検察官が例外的に不服申立てをすることができる要件である、「十分な根拠」の具体的意味について複数の質疑があった。

これについて法務省は、この意味は、不服申立てにより再審開始決定等が取り消される蓋然性が高いことを裏付ける合理的な根拠がある場合を意味するものであり、再審開始決定に重大な事実誤認や重大な法令適用の誤り、重大な手続違反等があると考えられる場合であり、かつ、これらの誤り等に関する主張が上級審において受け入れられて再審開始決定が覆ることになる蓋然性が高い場合と考えられる旨の答弁を行った¹⁷。

なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、再審開始の決定等に対する不服申立てによりえん罪被害者の救済に数多の年月を要した事件があるとの指摘を重く受け止め、検察官は本法により再審開始の決定等に対する不服申立てが原則として禁止されることを十分に認識した上で、これを例外的に行うに当たっては、その趣旨を踏まえ、再審開始の決定等を「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠」の有無を慎重かつ十二分に検討することとする附帯決議がそれぞれ付された¹⁸。

(ウ) 検察官による例外的な不服申立ての適正性を担保する方法

検察官による例外的な不服申立ての適正性を客観的に担保する方法について複数の質疑があった。

これについて法務省は、検察官の抗告が十分な根拠に基づくものであるかどうかを国民がチェックできるよう、抗告の理由等を遅滞なく公表することとしていること、検察官の抗告に対して基本的に1年以内に裁判所の決定がなされること、本法律案では施行後5年ごとの検討条項を設けることとし、裁判結果を踏まえて抗告の運用状況が定期的に評価されることから、検察当局では再審開始決定に対する抗告について抗告裁判所の審査に堪え得る客観的に妥当なものかという観点から組織的に十分な検討を尽くした上で慎重に行われることとなるため、検察の抗告に対する司法的抑制は十

¹⁶ 第221回国会衆議院法務委員会議録第15号（令8.5.29）

¹⁷ 第221回国会衆議院法務委員会議録第14号（令8.5.27）

¹⁸ 衆・附帯項目4及び参・附帯項目5を各参照

分に機能する旨の答弁を行った¹⁹。

なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、公表される不服申立ての理由について「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」に該当するか否かの検証が可能となるよう具体的な明示をするよう努めることとする附帯決議がそれぞれ付された²⁰。

(エ) 検察官による不服申立ての理由の公表が必要な範囲

新刑訴法第450条の2第3項の施行前に過去の累次の再審請求審において再審開始決定がされ、検察官の不服申立てによって再審開始決定が取り消された経緯がある事案等について、国民の理解を得る観点から、運用上の措置として過去の同一被告事件に係る再審開始決定等に対する検察官の不服申立て理由を遡及して説明する必要性について質疑がされた。

これについて法務省は、過去の累次の再審請求審において再審開始決定がなされ、それに対して検察官が不服申立てをした結果、再審開始決定が取り消されたといういきさつがある事案について、本法律案による改正後に再度再審開始決定がなされ、それに対して検察官が不服申立てをする場合を想定すると、条文上は前にした不服申立ての理由はこの法規範の中身に入っていないことは事実であるが、国民の理解を得る観点からすると、当該被告事件に係る過去の再審請求手続の経緯や過去の不服申立ての理由との異同を踏まえてより丁寧な説明を行うことが望ましいと考えられることから、事案によっては相当な範囲内で説明を行うこともあり得る旨の答弁を行った²¹。

なお、参議院法務委員会において、再審開始の決定等に対する不服申立ての理由等の公表の規定による公表に当たっては、当該再審開始の決定等に係る再審の請求に係る被告事件についてされた再審の請求に係る再審開始の決定等に対して検察官が同規定の施行日前に不服申立てをしていた場合においては、国民の理解を得る観点から、運用上の措置として、当該不服申立ての理由と当該公表に係る不服申立ての理由との異同も踏まえ、事案に応じて相当な範囲内で、必要な説明を行うよう努めることとする附帯決議が付された²²。

(3) 再審の手続における裁判官の除斥に関する規定の整備

ア 改正の概要

再審の手続は、通常審における実体裁判である有罪の確定判決について、主として事実認定の不当を救済するために設けられている非常救済手続であり、通常審における実体的な判断の見直しという要素が含まれることから、通常審において犯罪事実の存否に係る終局裁判に関与した裁判官や、再審の請求に対してこれを棄却する決定、再審の開始を認める決定及びそれらの決定に対する即時抗告又は刑訴法第428条第2項の異議の

¹⁹ 第221回国会参議院法務委員会会議録第20号31頁（令8.7.14）

²⁰ 衆・附帯項目4及び参・附帯項目5を各参照

²¹ 第221回国会参議院法務委員会会議録第21号26頁（令8.7.16）

²² 参・附帯項目6参照

申立てを棄却する決定に関与した裁判官が再審の手続にも関与することとなると、一般国民から見て過去の判断に固執して不公正な裁判をするのではとの懸念を抱かせるおそれが否定できない。そこで、通常審において有罪・無罪についての実体的な心証形成を行い、その心証を外部に表示した裁判官については再審請求審及び再審公判から、再審の請求に対してこれを棄却する決定、再審の開始を認める決定及びそれらの決定に対する即時抗告又は刑訴法第428条第2項の異議の申立てを棄却する決定に関与した裁判官については再審公判から、それぞれ除外する規定を定めている。

イ 国会における主な議論

再審手続における除斥事由の拡大に伴い、再審公判を担当することができる裁判官の数が不足する懸念について質疑がされた。

これについて最高裁判所は、仮にそのような事態が生じ、刑事部内で対応が難しいということになれば、民事部から応援をしたり、近隣の支部から応援をしたりするなど、まずは当該裁判所内で再審の審理を担当する裁判官を確保できるよう対応を取ることとなる、刑訴法第17条において管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行うことができないときは、検察官は直近上級の裁判所に管轄移転の請求をしなければならないこととされており、被告人もその請求ができることとされていることから、仮に当該裁判所内で態勢を組むことができないということになれば、同条に基づく請求を経て対応可能な裁判所が審理を行うこととなる旨の答弁を行った²³。

(4) 再審請求審における調査手続及び審判手続に関する規定の整備

ア 改正の概要

再審の請求を受けた裁判所が、遅滞なく、確定記録や趣意書その他の資料を調査・検討し、審理を要する事案かを選別（スクリーニング）する規定を定めている（新刑訴法第444条の2）。調査等の結果、

- (1) 再審の請求の理由があることが明らかであると認める場合は、再審開始の決定
- (2) 以下のいずれかの事由があるときは、再審の請求を棄却する決定
 - ①再審の請求が法令上の方式に違反したものであると認めるとき
 - ②再審の請求が請求権の消滅後にされたものであると認めるとき
 - ③再審を請求する書面に記載された再審の請求の理由が明らかに刑訴法第435条又は第436条第1項に規定する事由に該当しないと認めるとき
- (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない場合は、審判開始の決定

をしなければならないことを明文化した。なお、令和8年2月12日の諮問第129号に対する答申には、再審請求を棄却する決定をしなければならない事由に、上記(2)③に掲げるもののほか、「再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき」があったが、「再審の請求の理由がないことが明らかである」との要件があることで、従来であれば補正等がされていたものが、拙速に請求棄却されてしまうことになりかねないとの指摘

²³ 第221回国会参議院法務委員会会議録第17号26頁（令8.6.23）

を受け、本法では削除された。

2点目として、再審の請求を受けた裁判所は、審判開始の決定をした後でなければ、事実の取調べをすることができないこと、再審請求者、弁護人又は検察官は、審判開始の決定をした裁判所に対して事実の取調べを請求することができることを定めている（新刑訴法第445条第1項及び第3項）。

3点目として、審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するまでに、再審請求者とその弁護人及び検察官から再審の請求について意見を聴かなければならないことを定めている（新刑訴法第445条の7第1項）。

4点目として、審判開始の決定をした裁判所が、審理を終結するには、審理を終結する日を定めなければならない、その前提として審理を終結することにつき、再審請求者又は弁護人及び検察官に意見を聴かなければならないこと、審理を終結する日を再審請求者、弁護人及び検察官に通知しなければならないことを定めている（新刑訴法第445条の7第2項及び第5項）。

5点目として、審判開始の決定をした裁判所が、審理を終結したときは、速やかに決定日を定めること、決定日を再審請求者、弁護人及び検察官に通知しなければならないことを定めている（新刑訴法第445条の8第1項及び第3項）。

6点目として、審判開始の決定があった後に再審請求者本人が死亡した場合、再審の請求の手續が中断し、刑訴法第439条第1項第2号から第4号までに掲げる他の再審請求権者が、当該再審の請求の手續を受継することができることを定めている（新刑訴法第445条の10第1項）。受継の申立ては、再審請求者の死亡から1月以内にしなければならない、同期間内に受継の申立てがない場合には、審判開始の決定をした裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならないこととしている（新刑訴法第445条の10第2項及び第4項）。

イ 国会における主な議論

本法律案において選別（スクリーニング）規定を設けることとした趣旨及び概要について質疑があった。

これについて法務省は、実際の再審請求には様々なものがあり、実情として法令上の方式に違反するものなど再審請求手續に入れないことが一見明白な請求が相当数ある一方で、理由があることが明らかな請求も存在することから、再審請求理由についての審理を経た上で終局決定をすべき事件とそれ以外の事件を選別することとしたこと、本法律案では裁判所は遅滞なく再審請求について調査をしなければならない、その調査結果に基づいて、請求が法令上の方式に違反したものであるときなどは請求棄却決定を、請求に理由があることが明らかなときは再審開始決定を、それら以外の場合には審判開始決定をしなければならないこととしている旨の答弁を行った²⁴。

²⁴ 第221回国会衆議院法務委員会議録第20号（令8.6.12）

（５）衆議院修正

ア 検討事項の例示の追加

（ア）改正の概要

政府によりこの法律の施行後５年ごとに行われる検討の対象に、「再審の請求の手続における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度」を例示として追加している（本法附則第２条）。

（イ）国会における主な議論

証拠の目的外使用の禁止に関する制度と証拠の一覧表に関する制度の２つをいずれも検討の対象として特に明記した理由について質疑がされた。

これについて修正案①提出者は、衆議院において、

①必要であれば全ての証拠の標目の一覧表を提示させることができることや、証拠提出命令制度における証拠は識別可能な程度の特定で足りることから、一般的な制度として検察官保管証拠一覧表の提出制度を設ける必要があるのかという指摘、再審請求審の手続構造との整合性に関する指摘、再審請求理由についての適切な主張を組み立てるために証拠提出命令の検討をするに当たって検察官保管証拠の一覧表の提出あるいは開示が必要であるといった議論を踏まえ、今後の実務の運用を積み重ねる中でその必要性を確認するため

②刑事手続の過程で収集した証拠の目的外使用を認めることの懸念や利点、個別に条件を付すなどの方策について具体的な制度設計や実効性の担保をどのようにするかといった課題があるとの指摘を踏まえ、実務の運用を見守るため

に５年ごとの検討対象として特に明記することとした旨の答弁を行った²⁵。

イ 任意での証拠の提出又は開示に係る運用上の措置の適切な実施

（ア）改正の概要

近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、従来行われてきた再審の請求の手続における運用上の措置としての裁判所による検察官に対する勧告であって任意での証拠の提出又は開示に係るもの及び検察官による任意での証拠の提出又は開示は、事案に応じ、適切に行うものとすることを定めている（本法附則第４条第２項）。

（イ）国会における主な議論

これまで運用上の措置として行われてきた裁判所の検察官に対する証拠の提出、開示の勧告及び検察官の対応が後退することに対する懸念について質疑がされた。

これについて法務大臣は、従来の実務運用、裁判所による証拠の提出、開示の勧告、検察官による任意での証拠の提出、開示といった運用は、本法律案における証拠の提出命令制度の新設により否定されるものではなく、衆議院における修正で加えられた附則第４条第２項の規定により、今後とも事案に応じて適切に行われていくことが法文上担保されたこと、本法律案が改正法として成立した後は、裁判所や検察当局は運用上の措置について従来より後退させないことはもとより、附則第４条第２項の趣旨を踏まえ、

²⁵ 第221回国会参議院法務委員会会議録第17号11頁（令8.6.23）

個別の事案に応じて、これまで以上に適切な対応に努めていく旨の答弁を行った²⁶。

（６）その他

再審請求審における国選弁護人制度の導入の是非に関する複数の質疑がされた。

これについて法務副大臣は、部会において再審請求審において国選弁護人制度を設けるべきとの議論がなされたが、再審手続が国選弁護人による援助を含む十分な手続保障と三審制の下で確定した有罪判決について例外的にこれを是正する非常救済手続であることや本格的な審議が必要となる再審事件はごく一部にとどまることに照らすと、再審請求審において公費で弁護人を付す必要性について通常審と同様に考えることは困難である、同一の者が繰り返し再審請求を行う例があり、公費支出の適正の観点からも疑問が残ること、再審請求をしていない準備段階においても公費で弁護人を付すものであり、必要性や相当性についてより慎重な検討が必要である等の観点から、いずれも慎重な検討を要する旨の答弁を行った²⁷。

なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、再審請求の準備段階及び再審請求審における国選弁護制度についても検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする附帯決議がそれぞれ付された²⁸。

５．おわりに

本法案の国会論議により、改正後の再審制度に関する様々な課題が明らかになった。特に、再審開始の決定等に対する検察官の不服申立て禁止に例外を認めたことに対する懸念、証拠提出命令制度に再審請求理由との関連性などの要件を必要としたことで、提出される証拠の範囲が狭まるおそれ、証拠開示制度創設の重要性、収集した証拠書類や証拠物の保管・管理における規律を制定する必要性等の論点を中心に多くの時間を費やして議論がなされたが、本法成立後においても、上記論点に関する議論が活発になされている現状にあり、今回の再審法改正がゴールではないことは言うまでもない。

本法の施行後５年ごとに改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再審の制度の在り方について検討を行う条項が定められている。政府及び最高裁判所には、国会での論議や当該条項の趣旨、本法の施行に当たって議決された附帯決議の各項目の内容を踏まえ、誤判によるえん罪被害者の確実かつ迅速な救済を図るべく、再審制度の円滑な運用を期待するとともに、必要に応じて再審制度の改正等を行うことが求められており、今後の再審制度の在り方について注視していく必要がある。

（こやま よしひと）

²⁶ 第221回国会参議院法務委員会会議録第21号４頁（令8.7.16）

²⁷ 第221回国会参議院法務委員会会議録第17号７頁（令8.6.23）

²⁸ 衆・附帯項目７及び参・附帯項目９を各参照